

## 2019年に起きた海上での海賊行為と武装強盗

こちらは、英文記事「[2019 in review: Piracy and armed robbery at sea](#)」（2020年1月21日付）の和訳です。

**2019年は世界的に海賊行為の数は減少しました。ただし、ギニア湾での誘拐事件急増とシンガポール海峡での船舶に対する武装強盗が依然として懸念されています。**

国際海事局海賊情報センター（IMB Piracy Reporting Centre [IMB-PRC]）によると、2018

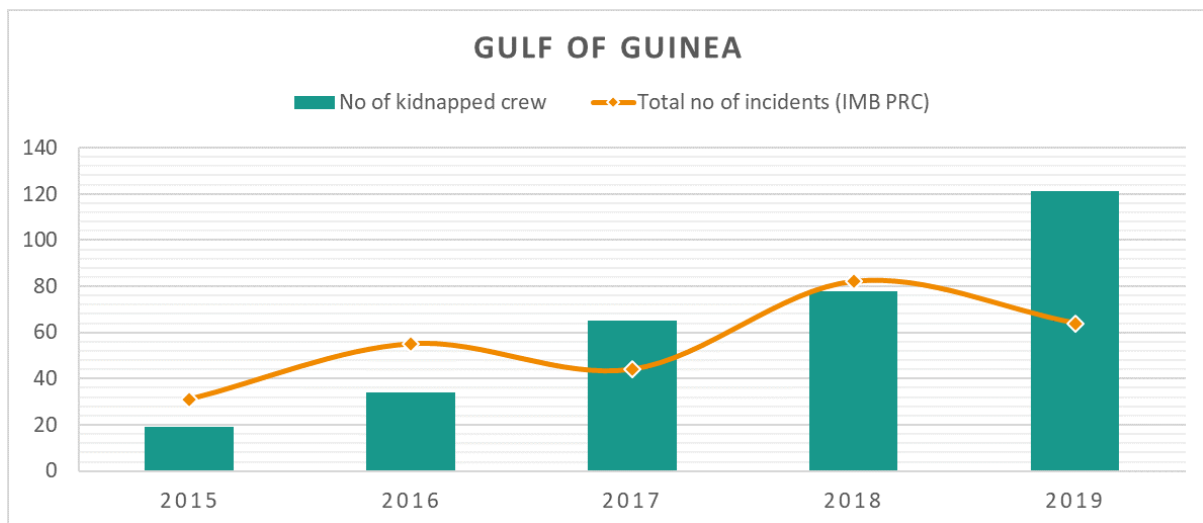


年の201件に対し、2019年は162件の船舶に対する海賊行為、武装強盗事件が発生しました。内訳は、ハイジャックされた船舶が4隻、襲撃未遂に遭ったのが17隻、乗船されたのが130隻、銃撃を受けたのが11隻となっています。

2019年の数字を見れば確かに世界で起きた海賊行為は、前年比で約20%減少しています。しかし、油断はできません。西アフリカと東南アジアのホットスポットでは依然として海賊行為が発生しており、2019年にはギニア湾での誘拐事件とシンガポール海峡での武装強盗事件が大幅に増加しています。ソマリアは2019年に事件数ゼロを記録しましたが、イエメンを含む紅海南部沖とアデン湾沖の海域では依然として事件の脅威が存在します。

### 西アフリカ

ギニア湾地域では海上での海賊行為と武装強盗事件の総数が減少しています。IMB PRCによると、2018年の82件に対し、2019年は64件の事件が報告されました。とは言え、ギニア湾が同地域を航行する乗組員と船舶の安全・警備に対する重大かつ差し迫った脅威を呈していることは間違いありません。下図で示されている同地域の最近5年間の統計では、2015年以降の事件の総数は2倍に増え、誘拐事件に巻き込まれた乗組員の数はこの5年間で6倍に増加しています。なお、2019年に発生した4隻の船舶に対するハイジャック事件のすべてと、11隻に対する銃撃事件のうち10件は同地域で発生しています。



IMB PRC は、ギニア湾海域では「引き続き警戒し、不審な行動を目撃した場合は、必ず地域の対策センターおよびIMBに報告する」ことを呼びかけています。IMB PRCは、不審な船舶の早期発見により乗船を未然に防ぎ、必要に応じて警笛を鳴らしたり、緊急避難場所に避難したりする時間を確保できると強調しています。

船舶運航者および船長は、ギニア湾海域を航行する際には引き続き十分に警戒し、ギニア湾海域に入域する前に「[Global Counter Piracy Guidance for Companies, Masters and Seafarers](#)（船会社・船長・船員向けのグローバル海賊対策ガイダンス）」と「[Guidelines for Owners, Operators and Masters for protection against piracy in the Gulf of Guinea region](#)（船主・運航者・船長向けのギニア湾海域における海賊行為防衛対策ガイドライン）」に沿って、航海特有の脅威とリスク評価を実施してください。また、「船舶保安計画」を点検し、適切な予防策を講じるようにしてください。

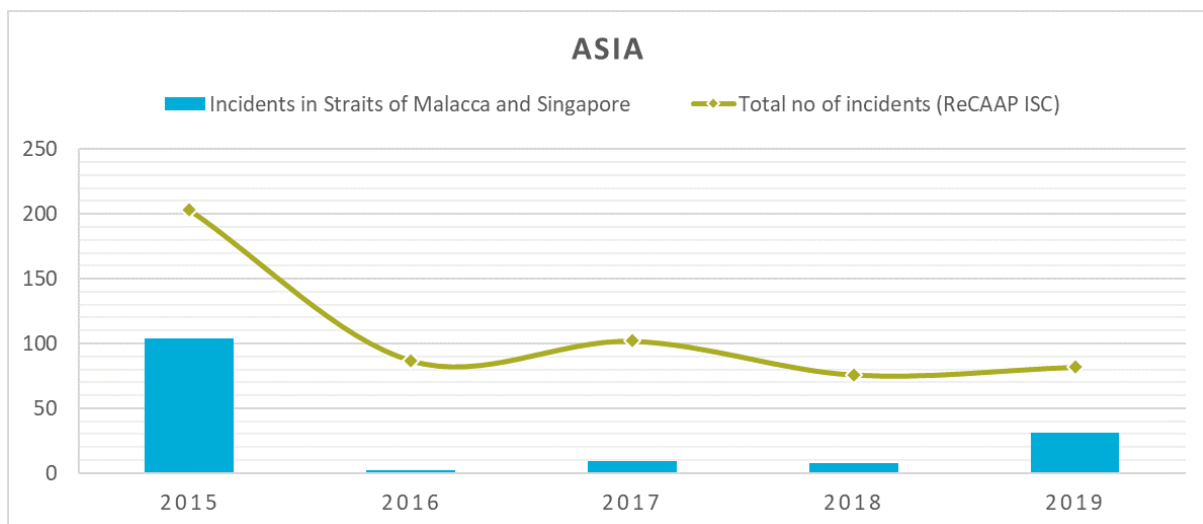
その他のアドバイスにつきましては、2019年11月5日付のGardアラート「[ギニア湾 - 世界で最も危険な海賊警戒地域](#)」をご覧ください。

## アジア

一方、アジアでは、2019年に海上における海賊行為と武装強盗事件の総数がわずかに増加しました。アジア海賊対策地域協定情報共有センター（ReCAAP ISC）によると、2019年にアジアで82件の事件が報告されていますが、この件数は2018年比で8%増となっています。とは言え、この数字は過去13年間にReCAAP ISCに報告された事件数において2番目に少ない件数であることは注目に値します。

2019年にアジアで発生した事件の大半は「武装強盗」に分類され、深刻度は中から低程度で、船舶の乗組員に対する身体的危害は報告されていません。報告された82件の事件のうち、3件が中国、5件がインド、残りの74件が東南アジア諸国で発生しています。なお、ReCAAP ISCは次の懸念される地域に焦点を当てています。

- スルー海・セレベス海とサバ州東部地域：身代金目的の乗組員の誘拐事件が 2019 年に 2 件報告されました。2016 年 3 月以降、同地域を航行する船舶の乗組員の誘拐について既遂が 19 件、未遂が 11 件報告されています。件数は減少していますが、身代金目的の乗組員の誘拐は依然として同地域における重大な脅威となっています。
- マレーシア、ジョホール州バンダルペナワール：指定された停泊地の外に停泊していた船舶に関して 2019 年に 5 件の事件が報告されました。同場所では 2018 年に事件の発生は報告されていません。
- シンガポール海峡：シンガポール海峡では、2018 年の 7 件に対し、2019 年は合計 31 件の海賊事件が報告され、このうち 12 件は、2019 年 11 月 23 日から 12 月 30 日までの短期間に同海峡の東航路で発生しました。2019 年にシンガポール海峡の西航路で発生した事件の場合、主にタグボートで牽引されたはしけがターゲットとなり、工具や金属スクラップが盗まれ、乗組員の負傷は報告されていません。一方、東航路で発生した事件の場合、主にばら積み貨物船やタンカーがターゲットとなり、乗組員が襲われ、脅迫されたほか、少なくともそのうちの 1 件で乗組員が軽傷を負ったという報告が上がっています。



ReCAAP ISC は、船長と乗組員に対し、懸念される地域を通過する際は警戒活動を強化し、周辺の疑わしいボートを常に監視するほか、すべての事件を直ちに最寄りの沿岸国に報告すること、

「[Regional Guide to Counter Piracy and Armed Robbery Against Ships in Asia \(アジアにおける船舶に対する海賊行為および武装強盗に対策を講じるための地域ガイド\)](#)」で推奨されている予防措置を講じることを勧めています。

スルー海・セレベス海とサバ州東海岸沖の海域で乗組員が誘拐される危険性が高いことから、ReCAAP ISC は、すべての船舶に対し、可能であれば別の航路に変更するよう繰り返し勧告しています。また、ReCAAP ISC は 2019 年 7 月、船社と船舶が状況を十分に認識して、誘拐事件を回避するための適切な対策を講じることができるよう、「[Guidance on Abduction of Crew in the Sulu-Celebes Seas and Waters off Eastern Sabah \(スルー海・セレベス海とサバ州東海岸沖における乗組員誘拐について\)](#)」を作成しています。

ReCAAP ISC は、2019 年に、シンガポール海峡の事件や犯罪者の手口に関する洞察のほか、海運業界に対する提言を提供するため、[特別レポート](#)（1本）および[事件に関するアラート](#)（6本）を発行しています。

その他のアドバイスについては、2020年1月6日付の Gard アラート「[シンガポール海峡での海賊事件増加](#)」と2019年10月1日付の Gard アラート「[東南アジアにおける乗組員拉致事件](#)」をご参照ください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されており、翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。